

# 報 告 書

日本環境法律家連盟 御中

JELF 審査委員会は「公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン」について調査し、当該団体が高い公共性を持ち、「寄付、遺贈対象団体」の適格を持つと判断したので報告する。

2016年7月8日

JELF 適格審査委員会委員長  
弁護士 籠 橋 隆



## 【委員会の構成】

弁護士 籠橋隆明  
弁護士 池田直樹  
弁護士 島 昭宏  
弁護士 寺田伸子  
弁護士 吉田理人  
弁護士 小島寛司

## 【公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 調査担当弁護士】

弁護士 島 昭宏  
弁護士 寺田伸子  
弁護士 吉田理人

## 第1 調査の目的と審査の基準

### 1 調査の目的

環境保護団体は日本や世界の環境を保全し、未来世代に良好な環境を残していく上で重要な役割を担っている。環境保護団体は市民に支えられ経営が維持されているが、日本では寄付文化が必ずしも根付いているとは言えない。また、一般市民のみならずも寄付という社会貢献があることに気付かないままにいることも少なくない。そこで、JELF では寄付に値する環境保護団体を推薦することで寄付を促進するプロジェクトを実施している。弁護士という専門家の立場から環境保護団体を審査し、安心して遺贈や寄付ができる団体であるか否かを判断するものである。なお、今回の審査は第一次的なものであり、今後、継続して審査を実施し、必要に応じて報告内容を充実させていく予定である。

### 2 推薦の基準

審査の基準は次の通りである。大きくはガバナンスに関わる評価と事業の社会的意義に対する評価とに分けて検討された。

組織が作った定款通り運営されているかは当然の前提となる。また、情報が組織の

内外に適切に公開されているかについても重要な審査基準である。

環境保護団体の場合、組織のあり方は当該団体がどのような分野でどのように保護活動を続けていくかが検討され、それにあつた組織が形成されている。従つて、一般的には社団、財団と分かれるものの具体的あり方は多様であると言つてよい。しかしながら、団体として社会に対して責任を持ち、持続的に社会貢献を果たしていくためには組織としての統治機構や財務体制が整備され、構成員の変動にかかわらず団体として活動が維持される必要がある。

たとえば、環境保護団体では個人の活動への依存が過度に進み、個人の健康や財産に団体の存続が依存するということがしばしば見受けられる。このような団体である場合には団体としての持続性に問題があるため改善を要することになる。全国的な組織の場合、本部と地域単位との関係が良好である必要がある上、この場合、ガバナンスと言つても会社などのように統制がとれた上下関係があるとは限らない。むしろ、本部は地域組織に奉仕する関係にあるとの場合があり、そのような組織固有の課題から判断して健全で持続的な関係が築けているかがガバナンスの重要課題となる。また、全国組織ともなると組織維持に費用がかかるため安定した財源を得る仕組みが必要となる。

事業の社会的意義に対する評価については必ずしも客観的基準がある訳ではない。環境保護団体の場合、目指すべき理念に向かつて最適な活動が行われるのであるが、会員数の数は組織の持っている社会的支持を表示するものとして重要となる。また、マスメディアに対する露出度についても社会的影響力を持つ点で重要である。しかし、一方で必ずしも多数に支持されなくとも学術的には重要な価値を持つ場合や社会としては放置されてはならない領域で成果を着実に上げている例もある。後者の場合は評価が難しいところであるが、JELFでは環境問題に取り組む法律家の視点から地球環境に資するか、持続社会形成に資するか、あるいは「個人の尊厳」すなわち「人の幸福」に資するものであるかといった視点からも評価した。

今回のプロジェクトは未来世代のために資産を活用してもらおうというものであるため、当該社会的成果がこれまで持続的に生み出され、将来にわたつても持続的に生み出されて行くであろうということが審査された。特定の成果が一時的に社会的に注目されたというのみでは問うプロジェクトの視点からすれば不十分である。社会的な注目はなくとも長期にわたつて実施され、かつ、支持する人々の変動にもかかわらず事業として持続し、成果を安定して上げ続けていることが必要である。

この場合の成果とは当該団体の目標に照らして必要とされる成果である。一定水準を持つ機関誌が定期的に発行されているか、会員、関係者が現場において持続的な活動をしているか、研究者との連携が図られているか、セミナーなど社会教育の実践が持続的に行われているか、会員及び関係者からなど感謝の手紙があるかなどといった諸要素を総合的に考慮されて判断されていく。当該団体が自己の組織の成果をはかる基準を持ち、かつその基準が検証されているか、基準と成果との関係について不断に検討されているかといった組織のあり方も成果があるか、今後も生み出すかを検討する重要課題であることは言うまでもない。

[ガバナンス・コンプライアンス評価の仕組み]

- (1) ガバナンス・コンプライアンスチェックリストによるチェック
- (2) 監査および会計に関する聞き取り（ただし財務調査までは行わない）
- (3) 課題があれば指摘したうえで、総合評価

[社会的意義と事業の持続可能性の評価の観点]

- (1) 団体の目的に沿った公益的なミッションが具体化されているか？
- (2) 具体的な事業計画があるか（年次および中長期）
- (3) 事業計画の実行を裏付ける予算、人的体制および自律性があるか？
- (4) 事業の評価やフィードバックの仕組みがあるか？
- (5) 情報の公開・発信と市民からの支持・参加の広がりがあるか？
- (6) これまでの実績と今後も実績を残していけるか？

## 第2 審査の過程及び組織の概要など

### 1 調査実施の状況

以上の視点から調査担当弁護士は、2016年5月10日、公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（以下「本組織」という）本部事務所（東京都港区芝 3-1-14 日本生命赤羽橋ビル 6F）を訪問し、同事務局長・筒井隆司氏を含む4名と面談して、事業報告書、事業計画書、財務諸表、活動にかかわる各種報告書、研究論文、機関誌、活動レポートなどの提示を受けながら、聴き取り調査を行った。

### 2 本組織の沿革

本組織の沿革は次の通りである。

- (1) 1948年のIUCN（国際自然保護連合）の設立に貢献し、ユネスコの初代事務局長も務めたイギリスの生物学者ジュリアン・ハクスリー卿は、1960年、アフリカを訪れ、現地の野生生物保護に強い危機感を抱き、帰国後、『オブザーバー』紙に、これらアフリカの現状を警告した三つの記事を執筆。これらの記事がきっかけとなって、自然保護のための資金を集める国際組織を緊急に設立することが提案され、1961年春、鳥類学者でイギリスの自然保護協会の事務局長でもあったマックス・ニコルソンや、IUCNのメンバーで「レッドデータブック」の発案者でもあるピーター・スコット卿らによって、スイスのジュネーブ湖岸の小さな町モルジュにあるIUCNのオフィスの中に拠点を置く小さな組織が作られた。

1961年9月11日、当時、中国からイギリスにやってきたパンダをシンボルとして、WWF（World Wildlife Fund：世界野生生物基金）が、正式に設立。

その後、各国に設立した事務所に寄せられた支援金の3分の2を、モルジュのWWF インターナショナルに集めて世界各地の活動に役立て、残りをそれぞれの事務所が、自由に自然保護プロジェクトに活用するという仕組みが考案され、最初の各国事務所は、まず1961年11月にイギリスで発足した。そして翌月、WWF アメリカとスイスが相次いで発足。翌年、オランダ、西ドイツにも各国事務所が開設され、以後、ヨーロッパを始め、アジア、アフリカなど各地の国々にも、WWF の事務所が作られていくことになった。これらの事務局は、それぞれが独立した法人格

と理事会、そして支援者を持つ団体として設立された。

本組織、WWF ジャパンは、1971年9月22日当時、世界で16番目のWWFとして設立された。

- (2) 本組織が設立されたきっかけは、1964年、東京オリンピックの際に来日した、オランダのベルンハルト殿下（当時、WWF インターナショナル総裁）が、日本の関係機関にWWF ジャパンの設立を要望したことである。

4年後の1968年、当時東京動物園協会の理事長であった古賀忠道氏を中心とする十数名の人々が、WFJC（野生生物保護基金日本委員会）を設立して活動を開始。公害環境問題が社会問題化し、環境庁が発足した1971年、WFJCは総会で、WWF ジャパンとして新しく出発することを決め、役員を選任を行なった（当時は世界野生生物基金日本委員会）。

当時の会員数は約1,500人と、まだまだ小規模団体ではあったが、それでも、当時の日本で絶滅の危機に瀕していた野生生物、すなわち、トキやコウノトリ、ニホンカワウソ、タンチョウ、アマミノクロウサギ、ゼニガタアザラシなどの保護活動への支援を中心に、新しい活動の一步を踏み出した。

- (3) 1986年、WWFは、野生生物の保護から、地球環境の保全へ、その活動と使命が拡大していることを知らせるため、名称を「世界野生生物基金（World Wildlife Fund）」から「世界自然保護基金（World Wide Fund for Nature）」へと改め、本組織も同様に名称を変更した。

そして、国の公益法人制度改革に伴い、2011年2月1日より、公益財団法人となっている。

### 3 組織の状況

#### (1) 組織の目的

定款3条に記載された本組織の目的は次の通り。

「この法人は、地球環境の悪化を食い止め、人類が自然と調和して生きられる未来の構築に貢献することを目的とする。」

#### (2) 機関

本組織は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公益財団法人として組織が整備されている。同法に基づき評議員、評議員会、理事、理事会、及び監事が設置されている。代表理事が会を代表し、組織を統轄するが、日常業務を実施するための事務局が置かれ、必要に応じて各種委員会の設置が定められている。

さらに、4つの室があり（2016年7月より3室に組織変更予定）、それぞれの室長による運営会議が2週間ごとに開催されている。

#### (3) 財産

本組織は財団法人であることから、特定の財産を活動目的に利用することが義務づけられている。本組織定款によると本財団の財産は基本財産とその他の財産に分けられ、基本財産は原則として処分が禁じられている。

#### (4) 会員

本組織の「会員」としては、個人会員、法人会員、名誉会員の別が定められている。会員は会の意思決定に参画する権限はないことから、会の活動に参加、支援する者という位置づけである。会員数は現在約 43,000 人である。

### 第3 法務・ガバナンス関係についての審査の結果

#### 1 活動目的

- (1) 上記のとおり、定款3条に目的が記載されている。
- (2) またウェブサイトには、本組織の役割は、住民、専門家、行政、産業界などさまざまな分野の人々とともに、「科学的根拠に基づいた現状分析と将来予測を行い、具体的で現実的な策を提案し、具体的に誰が、どう行動し、何を変えていけばいいのかを考え、実現させることにあります。」と記載されている。
- (3) 上記の設立の経緯からも、本組織は、野生生物の保護から地球環境全体に視野を広げ、干潟開発等の国内で生じる問題から温暖化等の地球が直面する具体的な問題について、調査、国際会議でのロビー活動、政策提言、ルール作り等を行う組織であることがわかる。また、聴き取りの結果、本組織は、COP21等の国際交渉において、締約国が合意に至る経過を配信し、環境担当の記者に向けたセミナーを開催するなど、組織の活動目的を達成するため、会員等に向けた情報提供を積極的に行っていることが示された。
- (4) 以上のとおり、本組織の目的は、国境を越えて高い公共性を有し、地球の未来のあるべき姿を志向するものであると考えられる。

#### 2 組織と機関運営

##### (1) 財団法人

本組織の組織形態は、公益財団法人である。公益財団法人は、上記のとおり、一般社団法人が、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて、行政庁（内閣総理大臣または都道府県知事。本組織については、内閣総理大臣）より認定（法9条）を受ける法人である。

同法においては、公益財団法人として認められるため、公益目的事業として23種類の事業が定められ（法2条4号別表）、行政庁は18の認定基準に適合することを審査して、認定を行う（法5条）。

本組織の活動目的が、上記1で述べたとおり公共性を有するものであり、このような設立時の目的を維持するため、財産の使用を当該目的に限定することにつき行政庁の監督がなされることに鑑みると、組織形態は上記の目的に沿ったものであり、妥当である。

聴き取りによれば、内閣府との意見交換が直近では平成27年5月ころに行われており、その際に、公益認定要件に関して特に指摘事項はなかったとのことである。

##### (2) 評議員

定款第4章に「評議員」の定めがある。評議員は、「一般社団法人及び一般財

団法人に関する法律」第 179 から第 195 条に従い、評議員会によって選任される（定款第 17 条）。選任の際には、各評議員の配偶者、3 親等内の親族、事実上婚姻関係にある者、使用人等、各評議員と特別の関係にある者の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないこと、他の同一の団体（公益法人を除く）の理事、使用人、役員等に該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないことが定められている（同条）。また評議員の任期は最長 6 年であり、再任は 1 回までとされ（同第 18 条）、無報酬である（第 19 条）。以上のとおり、定款上評議員の構成に恣意性・専横性を排除する仕組みが構築されている。

調査の結果、これら定款の定めは遵守されており、現在 9 名の評議員が選任されている。

### (3) 評議員会

定款第 5 章に「評議員会」の定めがある。評議員会は、理事及び監事の選任及び解任、定款の変更など、重要事項を決する（定款第 21 条）。評議員会は毎年度 9 月に定時評議員会が開催され、その他必要に応じて、理事会の決議に基づき会長が招集して開催される（同第 22 条、23 条）。

調査の結果、評議員会は通常、毎年度 6 月と 9 月に、現実に開催されており、招集は 1 週間前までに通知され、議事録には、出席評議委員が記録されている。その他、定款の定めは遵守され、適切に評議員会が運営されている。

### (4) 理事

理事は、5 名以上 12 名以内、監事は 3 名以内が評議員会の決議により選任される（定款第 28 条 1 項、同 29 条 1 項）。理事のうち 1 名を会長、1 名以上 3 名以内を副会長とし（同 28 条 2 項）、これら会長及び副会長が、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の定める代表理事である（同 3 項）。理事は無報酬である（同 34 条）。なお、本組織には、名誉総裁、名誉会長、顧問という役職を置くことができることが定款で定められているが、これらの者に固有の権限はない（同 26 条、27 条、36 条）。

調査の結果、現在理事は 10 名であり、うち会長と副会長の 2 名が代表理事である。理事兼職員という者は存在しない。監事は弁護士が務めている。その他、定款の定めは遵守されている。理事と本組織との間で取引はない。

### (5) 理事会

定款第 7 章に、「理事会」の定めがある。理事会は、本組織の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督その他の職務を行う（定款第 38 条）。通常理事会は、年に 3 回（9 月、2 月、6 月）開催され、その他必要に応じて、臨時理事会が開催される（同 39 条）。理事会は代表理事である会長が招集し（同 40 条）、決議は、特別利害関係理事を除く理事の過半数を定足数とし、出席した理事の過半数により決議する（同 41 条）。

調査の結果、理事会では実質的に討議を行っており、議事録は適正に作成されている。なお、理事会にオブザーバーとして評議員が出席することもある。さらに、毎年度 2 回は、理事、監査法人、監事、及び事務局長が財務の問題等について話し合う機会がもたれている。その他、定款の定めが遵守されている。

## (6) 事務局

定款第8章に「事務局」の定めがある。事務局は、事務を処理し、事務局長及び職員は理事会の承認を得て会長が任免する（定款第43条1項、4項、5項）。事務局の組織及び運営については、会長が理事会の決議を得て定める（同6項）。

調査の結果、事務局には広報室、自然保護室、企画調整室、サポーター事業室の4室（2016年7月より自然保護室、企画調整室、コミュニケーションズ&マーケティング室の3室に変更される）が置かれ、各室において室内会議が開催され、また事務局長、室長及び室次長により運営会議が開催されている。同会議により月次業務報告がまとめられ、その総括が事務局長経由で理事会に報告がなされる。

## 3 届出関係

行政庁に対して特に届出が必要な活動はない。

## 4 情報管理

本組織は、個人情報保護方針を定め、同方針に基づいて個人情報を管理し、個人情報の取り扱いについてウェブサイトで公表している。なお、本組織は、2009年に、財団法人日本情報処理開発協会（現：一般財団法人日本情報経済社会推進協会）よりプライバシーマーク付与の認定を受けている。

その他、情報管理について、特に懸念すべき事項はない。

## 5 情報開示

本組織は、定款、規則、評議員・理事名簿、評議員会・理事会の議事録等を事務所に備えおいており、閲覧または謄写に応じる体制が整っている。

本組織は会計帳簿や計算書類、事業計画書を事務所に備えている。

その他、情報開示について、特に懸念すべき事項はない。

## 第4 財務・会計・労務関係についての審査結果

### 1 財務・会計

本組織では、会計帳簿を適切に作成、管理しており、事業年度ごとに財務諸表を適切に作成していることが確認された。

会計については、監事による監査のほか、監査法人に監査を依頼し、独立監査人による監査を受けている。

「事業計画書」、「活動予算書」を毎年作成し、理事会の議決を受けており、財務関係のチェック体制が整っていることが確認された。

寄付金についても寄付台帳を作成し、適切な管理が行われていることが確認された。

そのほか、日常業務における現金の入出金について、不正な引き出しや支出がないよう管理する体制が整っていることも確認された。

## 2 労務

本組織は、多数の従業員を雇用しているが、就業規則を備え、賃金規定及び退職金規定も定められている。また、個々の従業員との間の雇用契約書や労働条件通知書を取り交わしも適切に行われており、社会保険についても適切に加入手続きをとっていることが確認された。残業や休日の管理も適切に行っており、労働法令を遵守する姿勢が認められた。フレックスタイム制を採用するなど、業務内容に応じた労務管理の工夫が認められる。

## 第5 活動実績と事業の持続性

### 1 これまでの活動実績

WWF ジャパンは、1971年の設立以来、日本有数の自然保護団体として、環境保護のための活動を継続してきた。設立初期には、野生生物保護のための活動を中心に取り組み、発見されたばかりのイリオモテヤマネコの調査及び保護活動などを展開した。また、1980年代に入ってから、国際的な活動として、中国のジャイアントパンダ保護のための活動に注力し、累計1億円近い支援金を集めた。

その後、野生生物の保護のみならず、広く環境保全活動にも取り組むようになり、諫早湾や藤前干潟の開発問題など、湿地環境の保全のための活動にも積極的に取り組んでいる。

近年では、持続可能な社会を実現するため、木材の輸出入の問題や、地球温暖化問題などにも取り組んでおり、活動領域が広がっている。

会員数も、設立当時約1500人であったが、現在では、個人会員数が約4万人、法人会員が約150社となっている。会員数の増加と活動領域の広がりが相互に関連し、現在では10億円規模の予算を組むまでに成長している。

会員数の増加と会費・寄付等収入の増加が本組織の幅広い活動領域を支える根拠となっている。このような組織の成長は、本組織の環境保護分野でのこれまでの活動が広く評価された結果であるといえる。

### 2 現在の活動状況

本組織は、現在、「地球温暖化を防ぐ」「持続可能な社会を創る」「野生生物を守る」「森や海を守る」という4つのテーマ柱に掲げ、それぞれの分野で精力的に活動を行っている。

地球温暖化防止の分野では、国際会議へスタッフを派遣し、政府への働きかけを行うなどのロビー活動を行っている。国内では、企業の温暖化対策ランキングを作成し、日本企業の温暖化対策の実施状況の調査・発表を行っている。これまで「電気機器」「輸送用機器」「食料品」の各業種のランキングを発表しており、事業者に実効的な温暖化対策を行うよう働きかけを行っている。また、持続可能な社会創りのため、森林資源や水産資源の持続可能な形での提供を推進するため、国際的な森林認証制度や水産認証制度の普及活動などに取り組んでいる。さらに野生生物保護や自然環境保護の分野では、世界各地の希少種の保護や、生態系の保護のための支



援活動を行うとともに、国内では、近年、湿地帯の保護のための活動に力を入れている。

このように本組織の活動領域は、日本国内のみならず、世界中の環境保全活動に及んでおり、世界的な視野で活動を行い、世界各地において様々な実践活動行っている点に本組織の独自性が認められる。

さらに、このような多方面における活動を支えるために、広報・普及啓発活動、資金調達活動についても、専門の部門を立上げ取り組んでいる。

会員向けの会報の発行に加えて、インターネット・SNSを通じた新規会員の獲得に向けた広報活動も積極的に行っており、各種メディアを通じた組織強化策を企画・実施している。

### 3 評価と将来に向けての持続性

- (1) 本組織は、公益法人法を遵守し、定款も整備されており、適切な組織体制を構築している。また、組織運営のあり方も、定例の評議会及び理事会が定款どおり開催されていることにとどまらず、事務局から理事に対し、月次報告を行っているなど、理事が実際の活動を管理する体制が整えられている。

財務・会計の面においても、日常的な帳簿の管理もしっかりなされており、監事による監査とは別に、監査法人による監査をうけるなど、適切な財務会計処理がなされるための組織が構築されている。

以上のとおり、本組織は、将来的にも持続可能な組織体制が整えられていると評価できる。

- (2) さらに、本組織のこれまでの活動を見ると、日本国内の自然環境保護にとどまらず、世界各地のWWF支部と連携し、世界の希少生物の保護や環境保全活動にも積極的に取り組んでいるなど、世界規模での活動実績を備えている点に本組織の特徴があるといえる。その活動領域は、従来の希少生物保護にとどまらず、地球温暖化対策や天然資源の認証制度の普及活動など、時代のニーズにあわせて広がっている。

本組織のように国際的視野で、世界各地において環境保護活動を行っている組織は、国内でも多くはなく、国内の環境NGOの中でも重要な役割を担っていると評価することができる。

このような幅広い活動を可能とする背景には、4万人以上の個人会員数を抱えているという組織の大きさがある。このような会員数の多さは、これまでの本組織の活動が評価されてきた結果の表れだともいえる。多数の会員による会費や寄付が、本組織の財政的な基盤となっており、組織の安定的な運営が可能となっている。

会報発行やインターネットを通じた情報提供にも力を入れており、更なる会員の獲得に向けた専門の事業部門を抱えるなど、環境保護の実践活動のみならず、将来に向けた組織作りにも力点を置いた組織運営がなされており、組織としての持続性にも配慮したバランスの良い組織運営がなされていると評価できる。

(3) まとめ

以上のとおり、本組織は、法令に則った組織が整備されていることに加え、多数の会員数を抱え、財政基盤もしっかりしており、組織としての持続性が十分に認められる。また、本組織が行ってきた、世界各地での環境保護のための活動は、一般市民にも評価されているものといえ、今後も組織として成長・拡大していくものと期待される。

そして、本組織の国際的な視野に基づく世界各地での活動は、世界の環境保全のために重要な意義を有しており、高い公益性が認められる。

したがって、本組織は、その活動面において高い公益性を備えていると評価できるとともに、組織としての基盤や体制も整っており、将来にわたり組織が持続していくことが期待できることから、JELF 審査委員会は、本組織を寄付・遺贈対象適格団体として認定する。

以上